

令和6年第4回 多気町議会定例会会議録（一般質問）

開 議 令和6年12月11日 午前9時 （3名／3名中）

順番	質 問 者	通告方式	質 問 内 容
1	深水美和子	一問一答	①多気町としての高校生年代への支援と関わりについて(町長、担当課長) ②多気町総合防災訓練実施からのその後の対応(町長、担当課長)
2	前川 勝	一問一答	①太陽光発電設置、課題解決を問う(町長、担当課長)
3	松木 豊年	一問一答	①勢和大橋の通学路安全対策について(町長、教育長、担当課長) ②令和6年度多気町総合防災訓練、防災計画の見直しなどについて(町長、教育長、担当課長) ③太陽光発電と「脱炭素先行地域」選定について(町長、担当課長)

(12月11日 9時04分)

◎一般質問

○議長（志村 和浩） 日程第1 一般質問に入ります。

まず、発言及び答弁に対する確認を行います。

答弁者に申し上げます。今回の質問は、全で一問一答方式ですので、最初から自席での答弁とします。

質問者に申し上げます。質問者は、前席の発言者席から質問をしてください。質問に入る前は、まず質問方式を述べてください。そして、質問事項が2つ以上ある場合は、冒頭において、全部の項目を発言してから1項目目の質問事項に入ってください。

その他、質疑及び発言に関する注意事項につきましては、一般質問通告文書にて周知していますので、改めては申しませんが、質問とは、疑問点や意見を述べることを基本とするものです。要望発言は、議員活動であって質問ではありませんので、ご注意ください。

そして、質問者及び答弁者の双方に申し上げます。

現在、一般質問は多気町ホームページにおいて、議事録を配信しております。内容を正確に記録するためにも、言葉はマイクに向かってはっきり・わかりやすく、特に言い間違いがあった場合は、訂正をしていただくようお願いします。

そして、申し上げるまでもございませんが、言論には、責任と節度をもって挑んでいただきますようお願いします。

それから、発言する場合は、挙手の上、「議長 何番」と言って発言を求めてください。

質問時間は、答弁を含め、1人60分以内であります。時間に制限がありますので、質問点を明確に、また答弁は的確にお願いします。

なお、昼の休憩時間に質疑が及ぶ場合は、議長の判断をもって対処いたしますので、ご了解ください。

今回の通告者は3名となりましたので、本日1日で行います。

質問者の順番は、

①番 深水 議員

②番 前川 議員

③番 松木 議員

以上の順でお受けします。

それでは、質問順に発言を許可します。

(9時04分)

(7番 深水 美和子 議員)

○議長(志村 和浩) 1番目の質問者、深水議員の質問に入ります。

7番 深水議員。

○7番(深水 美和子) 7番、深水美和子、一般質問をさせていただきます。

質問は一問一答方式です。

質問内容は、多気町としての高校生年代への支援と関わりについて、多気町総合防災訓練実施からのその後の対応の2点です。

まずは1問目からいきます。多気町としての高校生年代への支援と関わりについてお伺いします。

国からの次元の異なる少子化対策の具体策となる改正案の1つに、児童手当を令和6年10月分の支給から所得制限を撤廃することとなり、支給期間は中学校修了から高校生年代までに延長され、0歳から2歳には、月1万5000円、3歳から高校生年代に月1万円、第3子以降は年齢を問わず、月3万円が支給されることになりました。家計が苦しいひとり親世帯などに支給される児童扶養手当も今年11月分から拡充し、第3子以降の加算額を月最大6450円から1万750円に増額されることとなりました。

高校生年代は高校への進学、就職など様々な選択肢は増えてますが、高等学校への進学率は90%以上となります。高校生となると、義務教育として保障され

ていた費用などがなくなり、高校３年間でかかる学費の平均は、公立高校が約 154 万、私立高校だと約 316 万となります。授業料のほかに、進学塾、部活動、交際費なども大きく増え、15 歳年度末から、新年度に変わるタイミングで家計の負担額に大きな変化が生じます。どちらかといえば子育て支援や少子化対策は、妊娠から出産、満 15 歳年度末までが大きく取上げられている印象で、成人でもなく、子どもとしても見られない空白の世代と感ずることがあります。

それでは 1 問目に行きます。ちょっとこちら資料を御用意させていただきました。三重県の子ども医療費助成制度実施状況の一覧になります。ちょっと大きいので、こちらに少し印をさせていただいたんですけども、三重県内で 18 歳年度末までの医療費の助成を拡大している市町というのが、市にありますと 14 市の中で 5 市、15 町の中の 7 町ということになります。さらにちょっと、見やすいように、町だけのものを大きくしております。こちらをもとにちょっと、質問させていただきます。

三重県の子ども医療費助成制度実施状況を各市町の取組状況からも医療費補助の対象年齢を 18 歳年度末に延長している市町が増えています。医療費がかかってしまうことで受診控えなども考えられ、助成をすることで早期治療や健康管理の向上にもつながり、将来的な医療費抑制の効果も期待できると思われます。この点についてどのようにお考えか、また、今年の 9 月の議会で、令和 5 年度決算認定の審議の中で、多気町も制度の対象年齢の延長を検討しているとお伺いしました。現在の状況と今後の方針をお聞かせください。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 先ほどの御質問についてお答えさせていただきます。子ども医療費助成の制度につきましては、対象年齢の引上げについて、県内で 29 市町のうち 14 の自治体が現在 18 歳までの年度末まで拡大されております。近隣では松阪市、それから来年度ですが、大台町さんも年齢の引上げを実施される予定と聞いております。

こういった状況を踏まえまして 15 歳から 18 歳までの拡大した場合には、年齢を上げた方が、今まで病院で支払われていた自己負担分を、町が負担することになります。これらの必要経費につきましては、12 月の議会最終日に開かれる全員協議会でも説明させていただく予定の実施計画のアクションプログラム、こちらのほうに計上しております。

また、この制度年齢拡大につきまして、医療機関側の取扱いで事務の変更が伴います。医療機関を代表される医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力が不可欠となりますので、こういった制度改正につきましての説明準備を現在進めているといった状況でございます。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

深水議員。

○7 番（深水 美和子） ありがとうございます。次に行かせていただきます。

大きく少子化対策や住みやすさに対する行政の手厚いサポートは、多気町で子どもを産み育てる環境として選んだり、また子育て世代の移住へのきっかけになるとも期待されますが、近隣の市町に先駆け多気町としても高校生年代の医療費助成を拡充する方向ということで、今お聞かせ頂きましたので、その場合の予算金額ですね、どれくらいで見積もっていらっしゃるのか、またその財源を、国や県の補助金の活用であったり、またふるさと納税などの仕組みを活用される可能性というのは、今お考えとしてありますでしょうか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） はい、対象年齢の引上げに伴う財源としまして、医療費の関係ですので多少のぶれはありますが、多少多く見積もった段階で年間で 900 万円ほどを想定しております。

初年度のみは受給者証の更新月である 9 月からという開始スタートを考えておりますので、大体これの半額を予定しております。

この経費に対する補助金は今現在、県の補助は対象となりませんので、全て町費で賄う必要が出てきます。議員おっしゃられましたふるさと納税の充当につきましてもこれは可能ですけれども、現在、多気町の場合は、いろいろ施設整備など臨時的経費に充当しているところでございます。現在は福祉医療費助成に充当する予定はございません。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

深水議員。

○7 番（深水 美和子） ありがとうございます。金額的には多分、お子さん、小さい年代からしてみると、高校生っていうと、ある程度大きくなってくるとそんなに医療費とかも大きくかかってこないかと思うんですけども、部活動であったりとか、通学途中であったり、大きな事故であったり、病気とかも、なってくるかと思imasuので1人にかかる医療費っていうのは、とても大きなものになるかと思imasuので、ぜひこちらのほうの支援のほう、よろしく願いいたします。

では次の質問に移ります。多気町には県立相可高校があります。これはどの市町にも高校があるわけではなく、高校があることで学生が集まり、商業施設の利用や公共交通機関の利用者も増え、活気が生まれます。多気町と相可高校との関わりがあるかと思imasuが、具体的に現在取り組まれていることを教えてください。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

○副町長（筒井 尚之） はい、この御質問はですね、複数の課で取り組んでおりますので私のほうからまとめて、説明をさせていただきたいと思imasu。

まず総務課ですけれども、毎年行われておりますけど防災訓練を受けますボランティアに参加頂いております。

で企画調整が非常に多くてですね。ひとつ、生産経済課のほうでふるさと納

税返礼品の連携、例えば柿とかですね、米などの生産物、あとデオドラントスプレー、茶の実オイルなどの製品開発などにもいろいろと協力頂いております。次食物調理科でございますけども、高校生レストランへの取組であるとか、町内の各イベントへの参加、そして三重テラスでの出張高校生レストラン、そしてふるさと納税返礼品の開発であるとか提供、でこの前VISIONで行われたけど、全国高校生ガストロノミー甲子園への協力、そういったことを協力頂いております。あともう1点、これも企画調整課ですけども、各科におきましては、三重テラスの多気町感謝祭において多気町特産品のPRにも参加頂いております。

次町民環境課としましては、生産経済科さんのほうで、保育園、小学校、各団体用の花の苗木の栽培にも協力頂いております。

続きまして農林課でございます。これは生産経済科なんですけども、肉牛共進会への出品、運営協力であるとか、伊勢いもの栽培技術の検証をしていただくとか、あと有機の稲作実証の情報交換をいろいろ県ともやっていただいております。

最後に教育課になりますけど、吹奏楽部としましては、生涯学習フェスティバルにゲストとして演奏の依頼をお願いしております。次は放送部としましては、そこの生涯学習フェスティバルの司会などもお願いしております。あと最後にコミュニティースクールでの活動と、そういうふうに非常にたくさんの課にまたがっていろんな活動を頂いております、本当に一緒にいろいろ取り組んで頂いております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

深水議員。

○7 番（深水 美和子） ありがとうございます。今、ちょっとなかったコミュニティースクールというところに関わってくるのかもしれないんですけども、特に今年なんですけども、多気町と相可高校さんとの関わりの中で、今まであ

まり接点のなかった普通科の皆さんとの関わりが増えていたように私は感じるんですけども、おいしい祭りであったりとか、そういったものへの企画であったり、そういったものも大きく関わっていただけたかと思うんですけども、いろいろな地域との関わりの中からその効果であったりとか、またこれから多気町への良い変化が何か生まれそうであれば、その辺りもちょっと教えていただければと思います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

岡井教育課長。

○教育課長（岡井 一宜） はい、それでは私のほうからコミュニティースクール関係の件について詳細部分について報告を説明させていただきます。

令和5年度に限った話ですけれども佐奈小学校のほうでは、調理実習を相可高校生と一緒にやっております。

また相可小学校においては、合同キャンプを一緒にやっておるというふうに聞かせていただいております。いずれにしても各校からいろんな活動をコミュニティースクールを通じたような形で実施をしておりますが、その年その年の学校の対応によって変わってきますので取りあえず5年度分を、報告させていただきました。

佐奈小にしましても相可小にしましても、やはり地元の高校生と触れ合うことでいろんなことを学んだというふうに、学校側からも聞いております。

今後こういった活動は続けていくべきであると我々も思っておりますし学校側もそういうふうに感じているものと思っております。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

深水議員。

○7番（深水 美和子） ありがとうございます。そうですね。相可高校としても、学校の方針として地域との関わりを強くしたいというふうな目標を掲げてやっていただいておりますので、これからもどんどんそういったつながりと

いうのを、進めていただければと思います。

あと相可高校に限らずなんですけども、高校生が地元企業や自治体での職場体験を通じて地域への愛着を深め、多気町での就職を検討するきっかけを作るというような、対策であったり施策というのはありますでしょうか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

○企画調整課長（宗林 孝） ただいまの御質問についてお答えをいたします。

本町が独自に行っている高校生の職場体験の募集といった施策については、現在のところございません。

ただ、相可高校に限定ではございますけれども、先ほどの質問とも関連はいたしますが、普通科の授業で、「総合的な探求の時間」の取組におきまして、2年生が昨年度は選択してはございますが、町内の企業でのものづくり、働いている人を知るといった見学の授業のプログラムが行われております。

また今年度は、本町のふるさと納税返礼品取扱い事業所のうち、29の事業所に訪問見学に行ってくださいまして、取扱い商品の発信PRの取組を授業で行っていただいております。

このような取組は、職業の体験ではございませんが、町内の事業所を知るきっかけとなりまして、これらの取組に対して町としても協力をしているような状況でございます。

また、こちらも町の事業ではなく、職場体験までは至っておりませんが、多気工業会が、毎年春に、県内の進路指導の先生などに対しまして、多気工業会会員企業の就職支援マッチング会として、会社の概要等の説明会を実施してございます。町もこの取組に対して協力をしているような状況でございます。

今後でございますが、町としては、各高校から多気町内での職場の体験の要望がございましたら、町内での就職にもつながりますので、協力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

深水議員。

○7 番（深水 美和子） はい、ありがとうございます。そうですね、今この多気町が置かれている、この場所なんですけども、残念ながら隣に松阪市にあった大学と短期大学は廃校となりまして、多気町内から通える大学というのがどんどん減っております。学びの選択肢が減ってしまうと、多気町から離れて県外であったりとか、町外に住んで進学される方も多くなると思います。自分の住みなれた土地を離れて自分の知見を深めるために外に出ることっていうのは決して悪いことではないですし、一度外に出て自分が住んでいたまちを違う角度から見られることはとてもいいことかと思えます。

しかし大学への進学率も高まり、また少子化で高校卒業してから働くことを選択する方が減少しております。その中で、高校を卒業した子たちを雇用したいと思う企業と働きたいと思う若者のバランスが崩れつつあり、働き手不足という問題も起こってきております。

先ほども申しましたが、住みなれた土地を離れて進学することは決して悪いことではないと思うんですけども、そのまま離れた土地での就職や新たな家庭を持って、多気町に戻ってきてもらえないということはもう人口減少もどんどん進んでしまうということになりますので、比較的自宅から高校に通うことができる、この多気町にいる間に、このタイミングで多気町への愛着心の形成ということを、大切にしたいなというふうに私は考えております。

それで引き続き多気町としても、地域の方との関わりを強めていく方向でぜひともよろしくお願いいたします。

そこから次の質問に進めさせていただきます。多気町内ではもちろんなんですけども、多気町からほかの市町への通学の支援について、町民バスの運行ダイヤについて、質問が過去にもたくさんあったかと思えます。どうしても中山間地域である多気町は山林や田畑も多く、夜間は暗い道なども多数あります。つい先日も、夜間の暗い場所での不審者による事件も起こりました。特に若い

世代の男女を問わずお子さんを持つ保護者の方にとって、部活や塾の帰りで、遅くなる場合、それもととても心配されるかと思われます。

ただバスのダイヤを変更するであったり、そもそも便数を増やすっていうことは、誰を主に考えるかで、どこかに負担やしわ寄せが来てしまうこともありますので、そういった点からでも、規模はコンパクトに小さな単位で動けるような通学等の支援があると、保護者の方もありがたいかと思いますが、これから町としてどういうふうに進めていきたいとかもお考えがあるか伺いたしたいと思います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

○副町長（筒井 尚之） はい、答弁させていただきます。昨年でしたか、当時の志村議員さんのほうから、一般質問されたことに近い御質問かと思います。要するに、子育て世代のですね、お子さんの部活であるとか塾、そして通学などの送迎の足の確保手段のことかと察しております。町としましてはその折もですね、昨年もですね、特にでん多の利用をお勧めしたいというふうに答弁させていただいたかと思います。

ただ、議員もおっしゃられましたように、現行の制度ではですね、乗り降りの指定場所も決まっております。そして運行時間も午後 7 時までというふうにご利用も非常にしにくい。そして子育て世代全員の方が求められているわけでもなく、個人的な要素が非常に強い、そういう中でですね、その時点で町として取組むにはちょっと難しいというふうに当時答弁させていただいたというふうに記憶しております。

そんなわけですね。1つの手法としまして、この年明け、来年ですね、から勢和地域のほうで、以前も全協で説明させていただいたと思いますが、M S P 構想、要するに住民同士による共助型のライドシェアサービス、というのが、実証実験が予定されています。このような形がですね、1 番望ましいのかなというふうに私は延々と思っております。

ただそれですね、やってみなくちゃ分かりませんが、ドライバーの確保であるとかですね、運営したりとかするんかとかですね、あと町外への運行が課題と、いろんな問題がございますけども、そういった実証実験を経てですね、どんな結果が出るのか私も大変関心を持っているところでございます。

というわけで議員が求められている答弁なってるかどうか分かりませんが、もし、そうでなかったらまた、改めて伺いたいと思います。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

深水議員。

○7 番（深水 美和子） ありがとうございます。そうですね。以前の質問からもたくさん御回答は頂いておりますので、理解はしているんですけども、今自動運転のレベルⅣの運行実証実験も始まったり、いろいろな面での人手不足の解消に向けての動きであったり、先ほども言っていた共助型ライドシェアサービスの実証事業も始まります。それに対して本当に期待は高まっておりますが、自動運転に関しましても、今すぐであったりとか、本当にこの先が見えているかどうかというのはやっぱりちょっとまだ分からない部分っていうのもありますので、私個人としてはもう共助型のこのライドシェアサービスっていうのが上手く動いていけばいいかなというふうにはすごく期待はしております。

ただ、こちらのほうがどちらかといえばもう体力に自信がない方であったりとか、免許返納後で交通手段がないという方、どちらかといえばそのお年を召した方が主軸となっているような考え方の実験かなというふうに思われるんですけども、高齢の方だけでなく、高校生だけでというわけでもなく、できるだけ幅広い方に向けて、行政サービスの向上を今後ともぜひともお願いしたいと思います。

では次の質問に入らせていただきます。2つ目の大きな質問になります。9月14日に多気町総合防災訓練が行われました。今回は、夜間に地震が発生し

たという設定のもと、各小学校単位での避難所所の開設や訓練が行われました。恐らくこの訓練方式は初めてだったかと思うんですけども、当然ながら事前説明を詳しく受けてらっしゃるリーダーとなる方は少数で、その方を軸に役場職員の方々と地区の代表者や参加者によって避難所を開設していくということを一緒に私も参加させていただきました。

1つ目の質問なんですが、この形態の訓練をまず行おうと思った経緯ですね、そちらのほうを教えてくださいたいと思います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。今まで町ですね、総合防災訓練といたしましてはですね、昼間で、それから役場等での集合型というような訓練が主に多かったというふうに考えています。防災知識の習得が主な内容でございましてですね。今回につきましては大規模地震が発生した際の具体的な行動対応をですね、皆さんに学んで頂くということでより実践的な訓練を行う必要があると考えて実施したものでございます。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

深水議員。

○7番（深水 美和子） はい。訓練の後ですね、参加者もその場所にいた参加者だけではなく、地域住民の方への知識や情報の落とし込みであったりとか周知をされた地区もそれぞれあったかと思うんですけども、そういった部分ですね、町として把握をされていますでしょうか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） それぞれの集落とですね、それから自主防災組織もあるんですけど、によって独自に訓練を行っている、当日ですね、されたかどうか

も含めてなんですけど、町として詳細についてですね、把握は現在には行っておりません。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

深水議員。

○7 番（深水 美和子） ありがとうございます。私も参加させていただきました、同じく参加者の方からのアンケートというのはとられているかと思うんですけども、実際その場にいたときに、その参加者の方が言われてたことなんですけども、私も恥ずかしながら自分の近くにある小学校にマンホールのトイレがあるのかっていうのは実際本当に知らなかったことですし、どういうふうに避難所が開設されていくのか、真っ暗な中であったりとか、今回とても暑い日だったんですけども、暑い日なのか寒い日なのかということで、全然感じ方も違いますし、本当にとても有意義な訓練だったかと思います。

ただ、実際その訓練に参加された方の声で、訓練はとても有意義でよかったけども、実際の本当の災害が起きたとき、どのような被害が起きるのかそのとき避難所を開設するために、その訓練の日に集まってる方が、どれだけ来れるのか、訓練なのでリーダーはもうそもそも決まっていたんですけども、誰が取りまとめて指示をくれるのかという不安や疑問というのが、すごくあちらこちらから声が聞こえてきました。

当然ながら、いつかはこの南海トラフ地震が起こるというふうに心配はされておりますし、それに代わるような大きな災害が起こる可能性ということは誰もが考えることなんですけども、その被害、被災したときに具体的に誰がどのような動きをするのか、想定しかできず、実際にどこまでの人が動けるのかというのも、逆に訓練をして皆さんが疑問に思ってしまうというふうなことがありました。

訓練後ですね、アンケートもちょっと見させていただいたんですけども、集約された御意見であったりとか、そういったものはどのように生かされていくのか、同じ多気町であっても住んでる地域によって想定される被害や対策方法

も違ってまいりますので、今後どのように周知や訓練を継続していくのか。その方の考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（志村 和浩） 深水議員、これ3番ということでよろしいかな。

○7番（深水 美和子） はい。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） 今回ですね、アンケートのことについてお聞きされましたので、アンケートについてですね、ちょっと御説明をさせていただきます。アンケートにつきましてはですね、参加者の年齢、性別、それから訓練に対する感想、意見等についてお聞きしたものでございます。参加者が268人、これにつきましては一般の参加者でございますが、うちですね244人から回答を得ております。年代につきましてはですね、60代70代が合わせて62%、性別では男性が72%を占めております。高齢で男性にちょっと偏った参加となっております。

訓練の印象としてですね、先ほどいろんなお話がありましたけど、よかった、とてもよかったっていうのがですね51%でございまして、普通であったというのが31%ということで合わせて82%で概ね良い印象を与えたというふうには考えております。また役立ちそうな訓練として避難所のレイアウト、それから夜間の訓練、それから発電機・投光機等の取扱いなどが挙げられております。

次回からはですね、こうしたアンケート結果をより参考にいたしましてですね、先ほど言われましたように、多くの町民の方に参加していただいてですね、実践を積んで頂くような方法をですね、考えていきたいというふうに思っております。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁が終わりました。

深水議員。

○7番（深水 美和子） ありがとうございます。災害時ですね、今回は特に、

役場の職員さんが中心となってやっていただいていたんですけども、結構その参加者の方で、役場の職員さんに対して、説明書を見ながらやってるから動きが悪いよねとか、全部が把握できてないっていうような、厳しい御意見というのもあったかと思うんですけども、実際災害が起きたときっていうのは、役場の職員の方も皆さん、同じく被災をされてしまう可能性があります。

今回区長さんであつたりとか職員の方が中心になってやっていただいていたんですけども、その方が皆さん来れるかどうかっていうのは、もちろん皆様のお立場として、まずそういったところに駆けつけるという思いはあるかと思われるんですけども、その時にならないとやはりその状況というのが分からないので、誰でも災害が起こった時に、避難所が開設できるような細かな、訓練であつたりとか、マニュアルの周知、また支援物資などの保管の管理方法など、とても課題が多いのかなというふうに私は感じました。

今後のそういったものですね、そういったものだったり、取組の方法であつたりとか、支援物資というか救助物資とかですね、鍵がかかった場所に保管をされているということなんで、その鍵を開けるのが誰なのかとか、そういったもう小さな問題なんですけども、そういったことも起きておりましたので、そのときに、災害が起きたときに鍵が自動で開くようなシステムに変えていくとかいう方法もあるというふうにお伺いしておりましたので、今後どういうふうに取り組まれていくかというのを、もしあれば教えていただけますでしょうか。

○議長（志村 和浩） 深水議員、これは最後の4番目の質問ということでよろしいですね。答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） 先ほどの御質問でございますが、訓練現場でお聞きしていただいたような内容、それから意見、それからアンケート結果ですね。そうした意見があるのを承知はしております。

この訓練に当たりましてはですね、事前に中心とさせていただくですね、その地域の住民の方の代表の方、それから各避難所における役場職員ですね、担

当の役場職員が集まって事前に研修を行いまして、訓練の詳細について、打合せをした上で挑んでおるわけではございますが、なかなかこの部分についてですね、住民の方が中心になってやっていただくっていうことをですね、前提としている以上ですね、役場の職員がこの表に立ってやるっていう感じではなかったもので、当日参加された住民の方はですね、いろんなことを感じたというふうには思っております。こういった意見をですね、また参考にして次回生かしていきたいというふうに考えております。

それから各地区に設置してある防災倉庫の管理方法のことを聞いていただきましたが、これにつきましてはですね、先ほど言っていたようにですね、ほかの市町によくありますその震度例えば5強以上になると自動で開く防災倉庫などをですね、今後は検討していきたいというふうに考えております。

またそういうマニュアルにつきましてもですね、防災倉庫に常に備えることによってですね、誰もがそれを見て、避難所の、その形をつくったりとか、それから受け付けを考えたりとか、初動対応したりとかっていうことが分かるように、していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

深水議員。

○7 番（深水 美和子） ありがとうございます。本当にいつ起こるか分からない災害ですので、そういった周知であったりとか、仕組み作りですね、こういったものはぜひとも急いでご対応を頂ければと思います。

私の質問は以上になりますので、終了させていただきます。

○議長（志村 和浩） 以上で、深水議員の一般質問を終わります。

いったん、10分の休憩をはさみたいと思います。9時50分の再開といたしますのでよろしくお願いいたします。

（ 9時40分 ）

(9時50分)

(9 番 前川 勝 議員)

○議長(志村 和浩) それでは休憩を解きまして再開いたします。2番目の質問者、前川議員の質問に入ります。

9番 前川議員。

○9番(前川 勝) それでは、始めさせていただきます。今回私は1問1答で1点の質問をさせていただきます。

題といたしまして、太陽光発電設置問題解決を問うということで題とさせていただきます。

現在、脱炭素社会に向け世界的に進められておりますが、世界中で地球温暖化の進行で大雨による大洪水や大きな火事、大型台風発生など様々な事象が起こっております。

当町では5月に「地球温暖化対策実行計画」、また11月にはP P A方式による「脱炭素先行地域」に6町(多気、明和、大台、度会、大紀、紀北)町と企業数社により国に対し共同提案を行い、度会町が主体で多気町と2町で先行的に、自然エネルギーで発電して売電まで取組む計画が報告されております。

いずれも脱炭素に向けてであり、太陽光発電なしでは考えられない進められない計画であると思っております。

脱炭素は喫緊の課題でどうしても進めなければならないですが、相反する環境への負荷があることも忘れるわけにはいきません。大きく影響するのは、設置容量だったり、設置場所絡み、設置される場所ですね、そういうところだったり、最終処分(産業廃棄物)、これは普通廃棄物ではなく産業廃棄物として、取り扱わなければならない大変な大きな問題だと思っておりますし、当然ながら設置業者の問題もあるのかなというふうに思います。

そこで1番といたしまして、現在、当町の太陽光発電の設置等に関するガイドラインは、県のガイドラインに沿って進められております。それは抜けどきの要素があり、その上に立っての設置が固定価格買取制度と相まって急激に進

み、景観問題（住宅周辺を含む）、土砂流出、放置設備、これは雑草等でいっぱいになるということですね、様々出ているところもございます。具体的な課題については2番3番でも質問するわけですが、太陽光の全体的な今後に向けた問題に対する取組や課題対応をまずお伺いさせていただきます。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 先ほどの御質問につきましてお答えさせていただきます。9月の議会の坂井議員からの一般質問の際にも回答させていただいておりますが、太陽光につきましてのガイドラインというものがそれぞれ国県から出されております。資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン」、環境省が定める「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」、三重県の「太陽光発電施設の適正導入にかかるガイドライン」、さらに今年2月に制定されました資源エネルギー庁の「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」、これらに基づきまして、関係機関と連携して、設置者と周辺住民の間に起こる、地域課題に向け、相談の受付指導を行っていきたいと考えております。

特に、この2月に制定されました、先ほど申し上げました「説明会及び事前周知措置の実施ガイドライン」につきましてですけれども、このガイドラインが非常に今後大きく役立ってくるのではないかなと考えております。

10キロワット以上の太陽光を全て設置する事業者に対しまして、地域住民にしっかり説明をするという規定が設けられております。周辺住民につきましては、敷地境界から水平距離が低圧の場合ですと100メートル、高圧であったり特別高圧の場合ですと300メートルの住民の方に必ず説明をするようにということになります。

また、説明会につきましては、しっかり周知の戸別訪問であったり書面での配布、回覧版での掲載、また説明会ではどのような説明をするかというものも細かく規定されております。騒音振動、水の汚れ、反射光、雑草の繁茂、あといろいろ環境への影響等がないかどうか、こういったものを説明をするように

ということになります。

申請につきまして、説明会で行った資料、それから出席者名簿、議事録、こういったものを添付をして、申請することになるということになっておりますのでこれらに、もとにですね、参考にこれからの指導をこういったものが行えると考えております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 今、ガイドラインが、さらに手厚い、ガイドラインではないんですね、手厚い形のものができているということなんではございますが、それでも今回、ずっとこれまでも何回も起こってる、その10キロで今おっしゃったようになることは、まだ、町として県も10キロは謳ってないわけだし、そのガイドラインでは、現状を打破していくことは難しいんじゃないかというふうに考えております。

太陽光全体の取組で、やっぱり多気町にとって必要な、今言われなかったけど、大台町は自分とこのガイドラインを持って、10キロまでのところをとにかく全部、町に届けなさいというような形のものをつくってみえます。それは1番重要な大事なことなんだろうなっていうふうに今の答弁聞いて思います。

それでですね、もう少し話進めるんですけども、このガイドラインにあったとして今の10キロにしてもですね、災害パネルが風で飛ぶというようなところ、これ多気町ではまだそういうことはないのかなって思うんですけど、これ大紀町のパネルが飛んだ、この部分ですね、赤い部分のパネルが、田んぼに飛んだっていう状況です。こういう状況があるわけですね。こういうときにも今のおっしゃったことでやれるのかというと、全然その業者の人は、この場合に、ガラスを拾ってこれから表土をとってしたんですけど、なんですけども、結局、パネルは新品に変えたんですけど、あと田んぼはもう放置。耕作放棄地になってしまったという状況があります。こういうことにならないためにもやはりも

っと手厚い、町として考えなきゃいかん。今の国のあらゆる決まりに準じてやってくればいいんですけども、結局でも、町民、農家の人だったりがもう耐えれない。それではやっていけないからこういう状況になるともう、これだけが原因ではない、様々な、高齢化だったりっていうところもあるんですけども、そういうことも含めたことへの対応、こういう対応をまずこの件の不慮の事態が起こった場合の対応、課長どのように思われますか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） はい、写真の提供されておりますような事案、こういった大きなですね、災害に伴うパネルの事故等につきまして多気町内では今のところ、そういった報告はないんですけども、管理上の問題、そういったものが今後も想定される可能性もございます。

やはりそういった場合は通報を受けた際には現地調査を行い、必要があれば、県を通じ、経済産業省のほうに連絡をし、その認定のですね、管理不行届きであれば認定の取消等、いうことをもってですね、その事業者に対ししっかり安全措置を講じるように、指導してもらうように関係機関と連携をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） これはたまたま変な話、田んぼだったから、何も人的被害はなかったのかなと。ただ住宅街だと、そういう懸念、人的被害、それから家屋への被害等々考えられるところです。

それからこのパネルには鉛、カドミウムセレンという、毒系、有毒ではないらしいですけども、毒系のものが使用されているということで、この田んぼの所有者がそれも含めて、もう使うのをやめたというふうなことのようです。

その辺だから、田んぼだからそうなんだけど、住宅街だと大変な状況が考え

られる事は想定はしておかないと、災害何もかももう今は想定していかないと
っていう部分があるかと思うんですけども、その辺は今後、これ十分、業者の
問題かも分からんですけども、考えていっていただきたいなというふうに思う
ところです。

それから、当然今町として進めている省エネに努めるという部分でZ E B・
Z E Hですね、その辺、もうとにかく省エネに努めるという部分ですね、町長、
以前質問した中で町長にも平成 24 年に自然エネルギーということで考え方を
問うたときに、町長からも省エネには努めるという答弁も頂いておりますんで
それも一緒に考えていかないと、太陽光で発電するけども、だけどやっぱり省
エネも重ねて考えていかなきゃいかなのじゃないかと、当然考えてみえると思
うんですけど、いかがですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 前川議員がおっしゃったようにですね、昨年度
策定しました地球温暖化対策実行計画の中でも、再エネ導入だけでは全て、政
府目標を達成することができませんので、省エネこれは大事なものでございま
す。

公共につきましても、先ほどおっしゃられたZ E BですとかZ E Hという認
証があるんですけども、こういった建物にこれから、新規に建てられるもの
は目指してそういう認証を取れるように目指していただくということが
原則となっております。

また、一般の方につきましても、いろんなライフスタイルの変容というのが
伴います。いろいろな省エネだったり、省エネ性能の高いものに切替えていた
だきたい。またそれを推し進めるためにも、町としても支援策として補助等を
設けて、インセンティブを働かせていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 今回この省エネっていうことですね、「はぐくむ」で子どもたちが書いてるのを読まれた方もあるかと思いますが、子どもたちは様々なことに注意をするということですね、書いてくれています。だから、やはりこれは各家庭でやっぱり考えなきゃいかん問題なんですけども、第1は節電ですと、節電節水という項目で、佐奈小学校の子が、「まず待機電力を切る、小まめに切る、エアコンなどは温度調整、エアコンのフィルターの掃除」とか様々なことを書いてくれています。これはやっぱり町としてそういう省エネもやっていくっていうことであると各家庭への周知というか、そういうことを言っていく、広報たきなりなんなりで節電に努めるようなことを発信していく、これが重要なことではないかなって思いますけどいかがですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） はい、まさしく、おっしゃるとおりで実行計画の中でもそういった、周知啓発、先行地域の計画の中でもそうですが効果促進事業ということでいろいろと周知、チラシやとかパンフ、こういったものを準備し啓発に努めていくことを予定しております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） はい。それではさらに進めます。

今回土屋区さんで、ガイドラインを区でつくられたということであるわけですが、このつくられたことに対するお考えはいかがですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） はい。土屋区のほうでのガイドラインをつくられたということも承知しておりますが、それぞれ区の事情等がそれぞれの地域

で違っており、規定する内容、こういったものも、より国のガイドラインより厳しいですね、ものを設けられたり、また管理上の費用として協議費を徴収するとかいうことを決められとる字もございます。それぞれ、国また県、そういったガイドラインの不足するようなところ、補完をするために、各字でも設置されておるような、策定されたということだと思います。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 私思うんです。区ですね、このガイドラインを変な話設けさせるといふか、設けてもらうこと自体が、やはり私は、町としてこんなはきちっと進めることであって、区がですね、そういうことをやらなきゃいかんように、変な話追い込むといふか、そういう形ではいかんのではないかと。町が率先したものをきちっとつくって提案する、出す、ていう形にしないと駄目ではないかなと。これはもう区で賛否をとってされた、無記名でされたんだと思うんですけども、区を割ってしまうといふか賛成の人あり反対の人ありってというようなことを区民に一つの字にそれをさせてしまった、僕はつくられたことはいいことだろうとは思いますが、それをやはり区に求めていく、やっぱり町行政としてやっていただきたいことを、区でやらなきゃいかんかったということに対して私は非常に疑問といふか、思うところなんですがいかがですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） はい、町のほうがですね、区のほうにそういったガイドラインを策定してくださいとか、また追いやったとかいうこと等は思っておりません。

それぞれの県内の自治体でも、ガイドラインであるとか、条例を制定されているところ、今、県内では11団体があるということを聞いております。策定を

してないところもまだあるんですけども、今回、資源エネルギー庁が先ほど申しあげましたような厳しいガイドラインも策定されております。そういった状況も踏まえながら、今後、独自のですね、ガイドラインが必要な部分が、欠ける部分があるということであれば、今策定のほうも検討もしております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 今も課長の口からありました協定書というのは、私平谷なんですけど平谷も協定書をつくっています。坂井議員の字もつくられたということで、業者の人とのそれはガイドラインではなく協定なので約束ですね、約束事を出してお互いに持つというような部分でやってるんですけども、ガイドラインっていうのはちょっとやっぱり区にそれをさせてしまった問題っていうのは僕はちょっとあるんじゃないかなというふうに思いますので、今後そのようなことない町の進め方を、ぜひ願いたいものだなというふうに考えます。

2番へ入ります。はい、2番目といたしまして9月議会で取上げられた坂井議員の一般質問であったわけですが、太陽光発電に関するガイドラインについて相対契約で売電するものはガイドラインの対象外と答弁がありました。このことを設置業者は抜け道として使っていて、このまま放置してはいけないと考えるところです。このことについて当局の見解を伺います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） はい。今後増加が見込まれます相対契約、F I TとかF I Pという制度を利用されとる方が売電価格は下がってくることによりまして魅力がないということで、直接需要家に売られる相対契約での売電というのが増えてくる可能性があると考えております。

こういった太陽光発電事業につきましては、電気事業法等の遵守、これは必須となっておりますが、農地転用や開発申請を伴わない場合には、県や市町村

への届出義務が規定されておられません。三重県内では、非F I T型の太陽光発電事業を管理指導するために、条例や要綱、ガイドラインを独自に制定されているところが先ほど申し上げましたが 11 団体ございます。多気町におきましても、こういった非F I T型に対するルールづくりというものを念頭に、来年度に向け、独自のガイドラインを策定するように今準備を進めておるところでございます。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9 番（前川 勝） 今おっしゃった独自のガイドラインっていうのは今後つくっていかれる、来年度に向かってつくっていかれる、それはそれでまた拝見もするんですけど、現状の話を少しさせていただきたいなと思います。

これ撮ってきたんですけども 7 カ所で撮ってきたものです。それでですね、今 50 キロ以下は、申請・届出しない状態で作れるということで、これ 49.5、これも 49.5、50 キロ以下ですね、50 キロ以下だったらいいもんで、これも 49.5。全部ですね、50 キロにならないような形で設置を進めているという状況下があります。これもやはりそういう条件をクリアするために、内側の数字でやっていくという、これはこうなれば行政として何もできない。ガイドラインがあっても、それを止める、当然止めるのは全てに駄目なんでできないんですけども、こういう状況下であることを許していること自体が問題であると。新たな今度ガイドラインは、50 キロではない、10 キロになるんだろうなって思うんですけども、こういう状況がある。

それからもう 1 点これはですね、もう本当に介護施設の真裏というか、真横というか、そういうところまで行ってこういうものが、パネルができています。これは、まずどのように感じられ、いかがなもんですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） はい。今現在の資源エネルギー庁等のルールに基づきまして 50 キロ以上になりますと、事業概要書というものを市町のほうに提出し、それを県を通じ国のほうに上がっていくというようなことで、どういったものがつくられるかというのが事前に市町のほうでも把握ができますが、それを下回るような規模のものにつきましては特に市町の窓口を提出する義務は今のところはありませんので、できるだけそういった事業計画なり届出を進める必要があるかなと考えております。

それから禁止区域というのは、それぞれいろんな各法で決まっていると思います農地法であったり土砂災害、急傾斜地こういったものについては、設置は難しいということになりますが、施設の近くの土地が農地転用も可能であったりとかいう土地であれば、近くにできる可能性があるかなと思います。

ただ、今後考えておりますのは、さっき申し上げました事前周知、地域の住民の方としっかりどういうことをどの場所に設置するかについて、しっかりと説明をし、合意を頂いた上での事業推進、実施ということになっていくことになりますので、トラブル等が減るのかなとは思っております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9 番（前川 勝） 地元説明っていうことを前も言われたけど、やはり町です、その基準を持ってないとやっぱり地元でそれ任すっていうこと自体が、地元の皆さんの負担を、大変な負担をかける、負担をかけるどころではない。あそこのうちの、あそこの土地に作らんすんやってなあ、それはあかんとも言えないし、何とも言えない状況はもうありますよね。それからその逆もある。もう、高齢化によって農地を管理していけないっていう部分ももうそれも分かります。ただ、やっぱり行政、町として、ここは、こういうところはつくられては困るという部分の案は持っていないと駄目だということで、これはまた 4 番でお話いたしますが、ぜひですね、そういう部分のことを十分考えられる

ようにしていただきたいなど。

それから、1つですね、これ全部あるんですけど、業者さん全部違うんです。東京大阪名古屋とかもう全部違う業者さんが、一緒の場所に立ってるんです。別に場所を言っても差し支えないのかな。笠木、土羽になるのかな。笠木かな、もうこの界限にこういうのがどんどん建って業者さんが全部違う。なおかつ、これは、東京の個人の方です。東京の個人の方が、ここの持ち主になっているというような状況があるんです。今、町内でもあらゆるところに、この前松本橋のところは埼玉の方だったと思うんですけど、そういうことでもう全然遠くの人がそれを多気町の土地を持ってやっていってる。そうすると、放置される、その場の放置はまだいいけど、20年経って、今度壊れたときはもう取り去らなきゃいかんときの問題も、遠くの人だったらそれもできないだろうし、こういう問題もはらんでいるので、ぜひですね、行政としてその辺の大事なポイントはつかんでおっていただきたい部分だというふうに、転売されていくってことですね、どんどん転売されていくことを非常に問題だと思うんです。業者の人はもう開発したら、もう誰かに売ったらもうそれで終わり、それから業者の人が倒産する場合もあるらしいっていう部分があるんですけどもその辺の安全策というのは、どういうものを考えてみますか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） はい。固定買取り制度を利用されとる事業者の方につきましては全て、資源エネルギー庁のほうで、その設置者管理者等の名簿というのが閲覧できるようになっております。ですのでそこについてもし問題があるのであれば、そこをまずは照会をし連絡をとることになります。それでも、なかなかその管理者に連絡、難しい場合というのは資源エネルギー庁のほうにも、追っかけ調査を依頼をすることになってこようかなと思います。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） ぜひですね、そういう、様々な問題起こらないような体制を敷いていっていただきたいなというふうに考えます。今の言った、相對契約ということで私ところもですね、もう何枚か来ますわ、土地売ってくださいのあれが。もう土地の写真つきで、こんなんよう撮ってくるなと思うくらいきれいに写真を撮って、あなたの土地売ってくれませんかというんで、みんなのそこへ多分行ってるとかなと思うんですけど、こういうのでどんどん来たら、それはもう自分よう土地守りせんたら、もう貸すなり売るなりはもうこれ、流れてしまう。そこは農地は地目変換があるから、そこはきちっと太陽光だから止めれることはないんですけども、それはまた農林のほうでしっかり考えていってもらわなきゃいかん部分かなとは思いますが、こういうことでもうどんどんこういう文書が業者から回ってきます。土地を買取りますとか、本当にもう皆さんもよく御存じだと思いますけど、こういうもんで直接行かれたらもう、行政通らずに相對契約でもう結んじゃったらもう全部、そういうことになりますので、十分その辺も配慮された、進め方をしていっていただきたいなというふうに考えます。

3番に入ります。さらにですね9月議会の中で新規就農者が農地の貸し借りの質問で、答弁で農地バンク制度事業を紹介されました。当町も農地の貸し借りの形として、必ず農林課を通して行ってもらい、農業振興地域内の農地を斡旋し、長期に心配の要らない就農ができる体制の構築が重要と考えるところですが当局の見解を伺います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

井田農林課長。

○農林課長（井田 保） ただいまの御質問にお答えいたします。農業従事者の高齢化、不在地主等による農地の管理が行き届かない、そういったケースは多く町内でも見受けられるところでございます。太陽光発電事業者からの農用地の営業で農地転用という流れができているのも事実でございます。

しかしながら、これらのことをどうしようもないことと諦めることなく、何とか農地で残すことを考えるとき、農地バンク制度の活用が不可欠となります。現在三重県下ではお隣の松阪市さんをはじめ、鳥羽市さん、御浜町さんで、市町独自の農地情報システムが運用されております。これは農業会議さんの情報で確認をさせていただいております。

内容といたしましては農地の貸借希望等の情報を収集し、新規就農希望者や農家に情報提供を行うもので、農地を貸したい人と借りたい人をマッチングすることにより、円滑な農地の移動を促進する制度でございます。これをうまく運用すれば、もう少し農地の転用案件の制御ができるのではないかと考えております。制度の概要につきましてはホームページ等でも紹介されておりますので、現在調査をしておるところでございます。

しかしながらこれらで全ての農地がカバーできるとは考えておりません。農地を農地以外の活用ということを視野に入れながら、柔軟な対応も検討していかなければならないと考えております。耕作放棄地とならない新しい作物、獣害にも対応できる作物などの調査研究も必要と考えております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 農地バンクでしたかね、要は、今、新規就農される方が土地の貸し借りをスムーズに行う、太陽光にするので、ここを土地を空け返してください、明け渡してくださいというようなことが起こらないような状況にするようなお考えはいかがですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

井田農林課長。

○農林課長（井田 保） 新規就農者の方がまず農林課のほうへ御相談にみえて、農地の斡旋について御相談をさせていただく中で、日頃から聞いておる、こちらで耕作する人がいないよというような農地を斡旋させていただくわけなん

ですけれども、そういったものが将来、太陽光とかに転用されてしまうという状況が起こっておるのも事実なんですけれども、それに対応するためにはですね、日頃からですね、地主さんも含めて地域の区長さんも含め、連携をとりながら、やっていくしかないのかなというふうに考えております。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） なので、農振地、農業振興地域を斡旋することをすれば、それはその場所にもよります、確かに。農転を望まれるところ、山手はずっと向こうというようなこともあります、そのような危険性のないところを斡旋すれば、そういうことが起こらないと考えますがいかがですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

井田農林課長。

○農林課長（井田 保） 議員おっしゃられるように確かに農振内の農用地につきましては、太陽光による転用というのは禁止されておりますし、また町としても農業を振興していこうという地域でございますので、農地以外のものに使われるということは、防止していかなければならないと考えております。

ただそのマッチングについてはですね、いろんなケースがございますので、その都度、対応を考えていかなければならないというふうに考えております。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） なのでそういうことができる体制を構築することが必要ではないですかっていう質問をさせていただいたんですが、いかがですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

井田農林課長。

○農林課長（井田 保） それを最初に申し上げました農地バンク制度というのがございまして、広く募集する、また必要な人から意見を頂くという中でマッチングをさせていただく制度というのが農地バンクシステムというふうに考

えております。

それが現在運用されておる松阪市さんはじめ、市町の状況等も確認させていただきながら、そういう制度を立ち上げていきたいと考えております。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） はい。坂井議員5月に質問されて私は今回するんですけど、今の松阪市や云々は分かりました。多気町はいつされますか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

井田農林課長。

○農林課長（井田 保） 現在、そういった御相談は窓口のほうへ来ていただいて、その都度承っておるんですけども、それを広くホームページ等で公開をさせていただきながら、させていただくとなるとシステムとか、いろいろ、勉強せなあかんこともあるかと思いますので、近くというふうなことでお願いしたいと思います。

（「何っていうこと」と前川議員の声あり。）

○農林課長（井田 保） 近い将来に早急にやりたいというふうに考えております。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 近い将来って言うたらもう10年先も近い将来か分かんけどもそれではやはりそういう困っている方たちの対応にはならんと私は思います。これを見ておられる方がどういう判断されるか是非ですね、農林でその辺はきちっと、対応できるものを構築していただきたい。松阪市さんは農地バンク制度でうまく運用されてるんだったらそのままだも、そのままだは具合悪いけど多気町と規模が違いますし、その辺はやはり町としてしっかり考えていって、近い将来って言わんと、もうやはり目標を決めない、企業なんか何年までのいつまでとか、こう決めますので、その辺目標を定めてですね、進

めていっていただきたいと思いますが、いかがですか、もう一度。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

井田農林課長。

○農林課長（井田 保） おっしゃることはもっともだと思いますので、近い将来じゃなくて、早急に来年度とかに取組をさせていただきたいと考えてます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 次へ移ります。4番といたしまして、前段で話しました「脱炭素先行地域」の中で表現されている「野立て」というのがいろいろこの頃よく聞くんですけども、農地転用された農転地、宅地、開発された土地等に太陽光を設置することを指しております。この事業の脱炭素先行地域ですね。この事業の野立てはVISIONの敷地内であるし、主体的に町が関わり進めるので、最終処分まで直接、町民に対し問題は起こりにくいだろうなというふうに思われます。

しかしながら、FIT／FIP相対契約により地権者が設置業者と契約を交わす設置については、主体は個人法人であり、ガイドライン上の違反がない限り、町の関わることが少ないと考えられます。また、ガイドラインは、法的拘束力、強制力等無力と聞いております。

町民の安心安全を守る立場より、町が設置に対する許可の義務づけ、設置の禁止、抑制区域を定めることができることや、違反行為に対する罰則規定を設ける等明記する、町の決まりである条例が必要と考えますが、当局の見解を伺います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） はい。ガイドラインでありましても不適切案件につきましては、指導やほかの関係機関への情報提供を行うことで、課題解決に結びついているというような事例があります。三重県内では3団体が条例で

事業抑制区域を設置しておりますが、罰則は設けてございません。

脱炭素を推進する上では、太陽光発電の導入を推進していかなければなりません。また、地権者が持つ土地利用の権利を侵害するようなことはあってはいけません。大切なことは事業者が地域住民としっかりコミュニケーションを図り、住民や環境に配慮して事業を進めるということが重要だと考えております。まずは独自のガイドラインを策定し、適正運用を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 地域と話し合いながら進める、これはもう当然なんですけど、町として、やはり持っていないと、地域にも、投げっ放し、地域で考えてください。ガイドラインは、今後新しく多分10キロできるでしょう。でも、もっとやはり町の決まりとして町が、正面切って言える、業者の人に対してでも言える後ろ楯、根拠、やっぱり、ガイドラインもそうですけど、やっぱり条例化して、きちっとしたものをつくっていく。今もおっしゃってもらうけど三重県でも、志摩市、名張市がある。全国でもいろんなところ、山梨県、宮城県、県の人の話ですがいろんなところの県もやっているところもある。三重県内でもまだ数か所も考えてる、検討中ですかね、というようなことでやはり、それをつくることによって町職員の皆さんもその決まりがあれば、法律、決まりがあれば、後ろ楯として、進められるので、もう地域で話し合って進めてくださいではない、町がやっぱりもっと前面に出て困ることは困ると言えるようなものをつくっておく必要がある、それが条例だと私は思うところであるんですが、再度、いかがですか、お伺いします。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） まず条例に基づくことにつきましてですが、設

置するのに適切でない区域というのはもうそれぞれの法で先ほど申し上げましたように決まっております。自然公園法であったり、森林法、農地法、鳥獣保護管理法であったり河川法、文化財保護法、こういったもの、また都市計画等もございますがそれぞれふさわしくないとされる区域は、これは除かれるような方向になるかと思います。

また、資源エネルギー庁の固定買取制度のほうの認定、これがございますのでそういった認定に基づく事業計画を策定する必要がありますし、その認可がおりておるのに町独自がそれを不許可というふうなことはなかなかしにくいものでもあります。いろいろなテクニカルな部分、非常に許認可権限を持つことにつきましては、もっと慎重に考えるべきかなと思います。それから罰則につきましても、法以上のものを条例で規定するというような、なかなかこれも厳しいものになります。係争等を伴うことになれば、そういった委員会を開いて、係争に対してしっかりどうして不許可になるのか、また事業を停止させるのかということについての根拠をしっかり示す必要があります。ですのでそういった体制、また予算、こういったものも伴いますので、まずはガイドラインから始め、それでも問題がいろいろ発生するのであれば、条例の規定制定も考える必要があるかと思いますが、今のところはガイドラインを考えたいと考えております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） はい。ガイドライン。新しく、多気町のガイドラインですよ。つくられるということなのでそれがまず一つの出発になってですね、今も課長おっしゃってもらったように、次まだそれでも駄目だったら、条例制定という部分のことになるのかなって私もそのようには思います。

ただ、今、環境課さんも、人も、そんなたくさんいるわけでもなし、条例つくるには、やっぱりいろんな形のものを今もおっしゃった難しい部分もあるか

ら、人手もいっぱいいるのかなというふうにも思わんではないですけども、そういういろんなものをつくっていく上で、町の体制として、町長、条例制定、いかがですか。町長のお考えを伺います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○多気町長（久保 行央） 条例制定につきましては、課長申し上げました地権者の関係もありますし、地域の状況もありますので、その辺十分踏まえて、課長答弁でもありましたように、法を超える条例ちゅうのは無効になりますので、その辺をしっかりと見極めて、これからしっかりと中身を詰めていきたいなと思います。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 確かに法を超えるものはできないんだけど、ほかの市町はつくっている部分がありますので、その辺も参考にさせていただいて、町のガイドラインがまずやって、それでその次はそういうことも踏まえたですね、形のものを、担当がお忙しいでしょうけども、ぜひ町民が困っていることがないようにですね、安心安全で町民が困らないことをですね、行政、町として対応していただきたいというふうに考えます。

終わります。ありがとうございます。

○議長（志村 和浩） 以上で、前川議員の一般質問を終わります。

ここで、休憩に入ります。再開は、10時50分とします。よろしくお願いいたします。

(10時37分)

(10時50分)

（5番 松木 豊年 議員）

○議長（志村 和浩） 休憩を解きまして、再開いたします。

3 番目の質問者、松木議員の質問に入ります。

5 番 松木議員。

○5 番（松木 豊年） 日本共産党の松木豊年です。1 問 1 答方式で 3 つの項目について質問いたします。1 点目は勢和大橋の通学路安全対策について。2 点目は、令和 6 年度多気町総合防災訓練、防災計画の見直しなどについて。3 点目は太陽光発電と「脱酸素化先行地域」選定について質問いたします。よろしくお願いします。

まず最初の勢和大橋の通学路安全対策についてです。令和 6 年 10 月 3 日に「令和 6 年度第 1 回通学路安全対策協議会」、以下「協議会」と申し上げたいと思いますが、協議会が開催されました。

この協議会の内容、今後の勢和大橋の通学路安全対策について質問いたします。協議会の事項書にもありましたけれども、なぜ勢和大橋だけの通学路安全対策協議を行う必要があったかを説明をしてください。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） それでは、議員の質問にお答えさせていただきます。

令和 5 年 9 月議会で、議員より「町内通学路の安全について、また勢和大橋の安全について」一般質問が出され、私からは、「現在は勢和大橋に対して計画はありませんと県より伺っております、今後通学路による交通安全の注意喚起等を図る協議を多気町中心に関係機関と協議の場をつくっていきたいと考えております。」と答弁したことと、あと同年 8 月の 2 日に、第 2 回勢和地域区長会の意見交換会にて、「勢和大橋のかけかえの要望していくことを検討していく。」という意見が出され、少し時間があきましたが、今年 10 月の 3 日に、自治会及び関係機関の方々に参加していただき、第 1 回通学路安全対策協議として開催ができました。議員にもアドバイザーとして出席頂きありがとうございました。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。去年の9月の議会での質問に関わって、協議の場を設けていただいたという御説明です。区長会も、前後してあって、勢和大橋の建て替えとか、橋をいじるというのはすぐにはなかなか難しい、計画はないということなので、注意喚起をどうやって図っていくかという、そういう協議の場として設けられたという理解でよろしいでしょうか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） そのとおりでございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。確認でございますけれども、通学路安全対策協議会というふうに書かれておりますけれども、正確には通学路安全推進会議が町内で設けられている正式な会議体だと思いますが、その名称が正式な名称であるかと思いますが、確認いかがでしょうか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） 今回推進協議会っていうのは教育課のほうでやるんですけど、実際勢和大橋を特例で出して今回第1回の通学路安全対策協議会っていう名前で開催させていただきました。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 承知しました。先ほども確認をさせていただきましたけれども、注意喚起等を図る協議の場を設けたという意味で、それを第1回目として開いていただいたと、こういう理解でよろしいですね。ありがとうございます。

ました。

続けて質問をさせていただきます。この協議会では、通学路としての勢和大橋の危険性の認識、どのように共有できたでしょうか、見解を伺います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

岡井教育課長。

○教育課長（岡井 一宜） はい、それでは私のほうからお答えさせていただきます。この会議においてですね、地元区長からは 166 号線のバイパス的なルート、そして 368 号線が整備されたことによる交通量が増加傾向にある報告を頂いております。また駐在所からは、橋の幅員が十分でないため、毎朝通学時間帯に交通指導をしていただいている報告を受け、学校側からも各学期の始まり等必要に応じて交通指導を行い、保護者を含むボランティア等において、毎朝、交通指導を行っていただいているとの報告を受けました。

一方、道路管理者の県のほうからは、橋の改良や、歩道橋の設置は財政的にも難しい。松阪警察からも、信号機の橋への橋の入り口出口の信号機の設置は、こちらにも諸条件によって難しいと意見を頂いております。そのほかにも、ガードパイプを設置してみてもどうかとか、ラバーポールを設置してみてもどうかなどの意見を出されて、それぞれのメリット・デメリットを話し合い、共有をしておるところでございます。

以上のように、地元区長、それから校長、警察、県、町の関係機関で、勢和大橋の現状の対応や危険性についての把握ができたものと思っております。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5 番（松木 豊年） ありがとうございました。関係者が集まって一堂に会して現状や問題意識を出し合ったという意味では、非常に意味のあった取組であったというふうに私も感じました。今御紹介していただきましたけど、もう少

しリアルに危険性の認識という点で、関係者から出されている御意見を紹介させていただきますと、駐在所の方はほとんど毎日、7時半過ぎから8時半ぐらいまで、勢和大橋を渡る子どもさんと一緒に往復をして、そのあと全員渡られた後には、朝柄の交差点で横断歩道の安全な渡り方とかで、ほとんど毎日立ってくださいっております。その方がおっしゃるには、こういうふうに4月から毎朝通学時間に立って交通指導していると。これだけ危険度が高いところは初めてと思うと。御自身の今までの経験で、通学路としてこんなに危ないところは初めてだということなんですね。トラックも1日10台程度の通行があり、普段通らない地元車両以外の車が右往左往している場合に、さらに危険だと思われる。また、ドライバーとして左右の注意が必要となるため危険だということでもあります。ここにちょっと建設課で準備していただいた、当日の会議に出していただいた資料で写真でちょっと見て、現場をよく御存じない方が、おられるかもしれません。これは朝柄から、出江のほうに向かった、ちょうど橋の入り口です。左がグリーンベルトで、以前のグリーンベルトよりも幅を広げて、濃くしてくれてますが、入り口までのペイントで終わってまして、橋自体のところのペイントはまだできていません。これが逆方向の出江から朝柄の方面を見たところですよ。朝はこの右側のグリーンベルトを出江の子どもたちが、向こうまで歩いて渡るということです。これ見ていただくと車が交差する場合には、ほとんどもうグリーンベルトのほうに、向こうから来る、つまり子どもさんが、手前から登校して歩きますけども、グリーンベルトにはみ出さないと車の交差はできません。したがって、こちらから歩いてるときには、対向車が手前でとまってくれて、車は左側の車は朝柄方面に抜けますけども、待ってくれてるっていうような状況が途中で起きています。で、止まってもらわないともうすれすれっていうか危ないもんですから、そこを保護者さんとかボランティアさんが、目立つようにして旗を持ったりして、注意喚起を促しているということでもあります。これそういうことで非常に危ないということと、左側はですね、中学生が自転車で登校しますので、自転車通学と歩行者が同時に行くと両方車が

通れなくなって停まって待ってるというような非常に窮屈な状況であります。これがずっと続いているわけですね。区長さんや、校長先生のお話も紹介していただきましたけども、しかもここを歩いて渡っている人は小学生だけです。この向こうにお1人、橋のたもとに住まれてる方が、こちら側の橋を渡って車を置いてる場所があるんですけど、たまにその車を取りに来るだけで、地元の方もほとんど歩いて渡る方はいらっしゃらないということで、まさに小学生中学生が危険な登下校を余儀なくされている通学路であるということであります。朝はそれでもボランティアとか、駐在所のお巡りさんが、交通指導とかに当たってくれているんですけども、下校時はかなり時間がばらけます。グループもばらけてきますので、しかも、こちら側に向かってグリーンベルトを歩いてきますから、背中から車が追い抜いていく状況になりますので、子どもさんの注意喚起するのはどうしても散漫になってしまうと。下校時のほうが危険度は高いんじゃないかというふうに、前の小学校の校長先生は言っておられました。こういうような状況が今も続いているという意味で、非常にその上に立ってどうしたらいいのかというような意見が関係者から、率直に意見交換ができたという点で非常に大きな一歩が踏み出せたんじゃないかなというふうに私自身も感じております。

そこで、次の質問に移りますがよろしいでしょうか。協議会は、先ほど、御紹介を頂きましたけども小中学校長、3つの区長さん、松阪警察署、それと勢和警察官駐在所、県の松阪建設事務所の道路二課と保全課の関係者と、町内では、総務課さんと勢和振興事務所、教育課、建設課の職員が出席していただいております。今後の安全対策について、これらの協議を踏まえてですね、町としてそれぞれの課として、対策などが検討されておるようでしたら、御紹介をしていただけたらと思います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

○副町長（筒井 尚之） はい。これもですね、4つほどの課にまたがる質問で

ございますので、私のほうで一括して、答弁させていただきたいと思います。

総務課に関しましては、交通安全の窓口でございますので、交通安全確保に向けてとにかく警察等との連携を密にとってですね、今後、話し合いを進めていきたいというところでございます。

振興事務所に関しましては、すぐ近くにあるということもありまして、勢和の区長さん方や、小中学校からの連絡があった場合には、即現地に出向いて、その内容をとにかく本庁へすぐ知らせると、そういう役目を担っておりますので、そして勢和地域の区長会でも、勢和大橋の安全対策については、毎年、前区長様の連名で要望書を町へ提出頂いてるという状況になっておるようです。というわけで、今後も、区長さんと連携、情報共有していくというところでございます。

次に教育課です。これまでも話もありましたが、現在勢和大橋には歩行者用のグリーンベルトは設置してあると。そして、歩行者と車線の識別は、最低限されていると。そういう中でですね、地元のボランティアの皆様方がほぼ毎日、街頭指導当たられており、当面今できる対策は施されていると認識しているというところでございます。

そして建設課につきましては、勢和大橋自体が県所有の橋梁、これもう御承知だと思いますけど、新規の側道の歩道橋に関しましてはですね、とにかく県と連携を密にして良い補助メニュー等があれば、国へどんどん要望活動を行っていくと、そういうところでございます。

質問頂きまして私も、先週かな、ちょっと現地どんな状況かを改めて見に行きました。ちょうど今、工事やってるんですかね。そういう関係でむしろ工事、関係車両の関係で徐行せざるを得ないので、今は逆に安全なんかも分かりませんけども、確かに非常に狭いなど、それは非常に感じました。私も協議会の会議録というのをちょっと見せていただいてですね、こういう議論が交わされたんだなというふうな、初めて認識させていただきました。

そんな中で、議員も言われましたけど、ようやく同じ立ち位置でこういう会

議が始まったなというふうに認識をしますので、各課には、その対策を進めるよう、そういう話はしております。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございました。今の御答弁頂いた中身でちょっと確認をさせていただきたいと思います。

区長さんの要望書というのは、私も伺っているんですけども、橋の付け替えについての予算要望を上げてもらいたいということについての町長への要望書というふうに伺っているんですが、その中身で間違いないですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

小林勢和振興事務所長。

○勢和振興事務所長（小林 悟） そのとおりでございます。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。今工事中なので、比較的みんな徐行するので安全ではないかということのお話ございましたけれども、実はね、そんなことないんです。通学の朝の時間はまだ工事やってませんので、今までと全く同じです。足場の組み立てるとかの段階ですけれども、今日の朝なんかは全く今までと同じです。

それと、恐らく、朝の通勤時間帯の混む時間には工事はやらないようにするんではないかなというふうに、これは想像ですけどと思いますが、確かに下校のときは、恐らく一方通行にしたりして、誘導員が立って、誘導してくれるので、そこを子どもさんが下校してくるっていう意味においては、安全性はちょっと担保されるのかも分からないですけども、そんなふうに思いました。

それで具体的なですね、協議の場に出された安全対策について1つ1つ伺い

たいと思います。これは、松阪警察のほうから出された御意見ですけれども、もっと規制を強めてもらいたいんだというような御要望の御意見がありまして歩道橋は難しいというようなこともあって、中学生の自転車の通行の場合です、先ほど、これで見えていただきましたけれども、左側を朝の時間帯はこれになりますので右側を小学生がグリーンベルト歩かれて、左側を中学生が自転車で走るわけですが、自転車降りてグリーンベルトを、自転車で押して、歩いていけば、両方、塞がることはない、そういう意味での安全性は保たれるのではないかというような警察署の御意見でした。これは恐らく学校のほうで検討していただける中身になるかと思うんですけれども、そういう自転車の渡る渡り方なんかについて、安全性を重視すれば、そういう考え方も一つあるのかなというふうに思いますので、これの検討が必要かなというふうに思いました。これについてはいかがでしょうかね。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

岡井教育課長。

○教育課長（岡井 一宜） はい。確かにあの場にも、勢和中学校の校長先生、同席をしておりましたので、そういった意見も踏まえてまた今後校長といろいろ協議をして、どういう対策が一番ベターなのかというのは詰めていきたいというふうに考えてます。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） それとですね。小学校の校長先生からは、警備員を配置してもらいたいと。これは毎年のように要望しているんですけどもということで、これは今は、駐在所のお巡りさんや、ボランティアの方が来てくれますけれども、それがずっと続くかどうかというの、例えばお巡りさんが変わりますと、全くボランティアでやっていただいているというふうに伺ってますので、変わりますと今のような状況は恐らく望めないかなと思ったりもするも

んですから、そういうことも念頭に置いて、警備員さんを、時間帯でつけてもらいたいという要望がこの場でも出されました。課長のほうからも検討してみると、御意見もその場で言われてたように思いますので、その後の検討などがどうなってるかお答えください。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

岡井教育課長。

○教育課長（岡井 一宜） 確かにその会議の場で一度検討してみますという返答はさせていただいたところでございます。で事務所のほうに戻りましていろいろ検討していましたが、じゃあ警備員、簡単に置けるものかどうかというところも踏まえて、まず金銭的な部分をいろいろ確認してみたところ、1年間で、そこそこの金額が必要になるということも踏まえて、そこまでするのであれば引き続き駐在それからボランティア、学校等をお願いをして現状どおりいきたいというふうに今は考えておるところでございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） あとガードパイプの設置とラバーポールの設置について、これも意見が出されました。私も述べた1人なんですが、ガードパイプは県のほうで設置をできないという回答でした。ただ、警察のほうからは、県と松阪警察のほうでは、ラバーポールについては設置は可能だという意見がありました。これはただ安全を第1に考えれば非常に有効なものではないかということの条件付だったんですけど、あんまり、幅を狭めるとかえって渋滞を起きますので、その交差ができるようなバランスをとって、やるというような問題意識で言われたように思いますが、このラバーポールの設置についてはいかがでしょうか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） それでは、先ほどの質問にお答えさせていただきま

す。県から言われてますが、新たな安全対策の1つとして、ラバーポールなんですけども、有効幅員が橋としては全幅6メートルしかございません。今、写真であるように、実際は車が擦れ違いが非常に難しく、やはり自転車と車両の擦れ違いにはかえって危険となるということで、十分検討する必要がありますってということで、今後も安全対策について関係者と協議検討した上で実施していきたいと考えていますっていう回答になっております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） そしてもう1つ、これは私も申し上げたんですが、今いろいろ回答、答弁も頂きましたけれども、とにかく大勢が交通指導と言いますか一緒に渡って目立つようにして、スピードを緩めて下さいということのアピールをするというしか今のところ方法はないんですね。下校時は先ほど申し上げたように、その人は手薄になってきます。この協議を経て、何日か前にも、小学校から回覧でボランティアを募集してますということで入ってきてましたけども、なかなかこのボランティア方式が安定して続くとかどうかについては、非常に特に午後の時間帯は、保護者の方もなかなか同行するっていうのが、共働きの家庭なんかも増えておられるようで、手薄になっているようであります。そこで、スクールバスを利用して、この危険な橋だけを渡るようなやり方でやったらどうかということ、その場で私も提案をさせていただきました。前向きな検討はされてるかどうかについてお伺いしたいと思います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

岡井教育課長。

○教育課長（岡井 一宜） スクールバスについてでございます。こちらその後事務所の方で検討をしたところでございます。まず、スクールバスですけども現在3便出ております。今回新たにその部分だけスクールバスを走らせるということになればですね、1台をピストンするか、もう1台を購入するかと

いうところがまず、論点になるかと思います。どちらにしてもですね、まずはもう1台購入となれば、運転手の確保や、バスの購入費用、こういったものが必要になってきます。ピストンとなるとですね、どこかの地域が朝、今以上に30分ほど早くなるので、そういったデメリットもございまして、現状としては今のままでお願いをしたいなというふうに考えておるところです。

でもですね、しかしながらそうは言ってもですね、今後についてもう現状のままではやはり、危険だという認識は我々も持っておりますので、学校側といろんなところで協議をして、できることから対応可能なことから、対策は進めていきたいというふうに、認識しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 小学校の校長先生にお話伺いましたら、スクールバスでやっていただくと、非常に安全性という点では、安心できるというようなことも言っておられました。その御父兄、保護者の方の何人かにもお話を伺いました。どこで乗るか降りるかっていう場所の選定だとか、そういう問題も関わってくると思うんですけども、朝は歩いて行って、午後の帰ってくる、下校ですね、下校はかなり時間がばらけますので、下校のときだけでも利用するというのも1つの案かなというようなことも言っておられましたので、これは学校の先生方や、保護者の方の御意見をよく聞いていただいて、知恵を働かせて有効な、スクールバスの導入も活用も含めた御検討を前向きにお願いできたらと思います。

スクールバスの管理運営規則では、スクールバスの運行は別に定める運行時刻及び走行表によって行うということになっておりますので、この子どもたちの通学の安全を確保するということをきっちり目的にして、知恵を働かせて運行表を打っていただくように強く求めておきたいと思っています。

御答弁ございますか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

岡井教育課長。

○教育課長（岡井 一宜） 特にいろんなやり方があるかと思います。議員おっしゃられたように帰りだけ乗せていくという方法も十分ありうると思いますので、先ほど言いましたように学校側と詳細部分、詰めてできること、可能なことから対応対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員

○5番（松木 豊年） 2問目の質問に移ります。防災訓練と、それを踏まえた防災計画の見直しなどについてであります。防災訓練が9月14日に行われました。深水議員からも質問がございましたので、なるべく重複を避けて質問をしようと思いますのでよろしくお願いします。

実はこの防災計画に関わっては、今年の3月の第1回定例会と、6月の第2回定例会でも、一般質問で取上げさせていただきましたので、それらも踏まえて、質問をしたいと思います。

訓練ですが、地域住民の方が268人、消防団45人、役場職員95人、合計408人が、参加して実施されたと伺っています。訓練はどんな内容だったか、概要を簡単に説明をしてください。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） それではただいまの御質問にお答えをさせていただきます。訓練想定といたしまして9月の14日18時30分に大地震が発生し、町内で震度6強を観測をいたしたという設定でございます。町内各地で建物の崩壊、火災、土砂崩れ、ライフラインの寸断と重大な被害が生じている、町内全域で停電している状況ということでございます。

地域住民中心の避難所の初動対応訓練、それから消防団の土砂災害の救出訓練、役場職員による初動対応、情報伝達訓練を行っております。

災害発生時に防災無線で大地震発生放送がありまして、それぞれの場所において、参加者全員でシェイクアウト訓練を行った後、町内5か所の小学校の体育館で、停電時の避難所設置、役割分担、投光機発電機の手扱い、受付レイアウト、トイレの設置等の訓練、避難所での困り事についてのワークショップを行いまして、訓練講評後、各避難所別に解散をしております。

消防団につきましては同じ時間帯に土砂災害による救出訓練として、土砂撤去やそれからチェーンソーの手扱い訓練を、それから役場職員については災害発生時の初動対応、それから町内の災害状況の情報伝達訓練を行っております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員

○5番（松木 豊年） 町民の皆さんにとっては、避難所での設置するということも含めて初めての訓練だったということで、いろんな前向きな反応などもあったように伺っております。

それで2番目の質問に移りますけれども、訓練の目的で、防災計画等の脆弱点や課題の発見に重点を置き、防災計画等の継続的な改善を図るということが目的に掲げられております。この点でどれぐらいこの目標が達成できたのか、成果の内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） ただいまの御質問でございますが、今回の訓練ではですね、多気町の地域防災計画の中で特に避難所の運営について焦点を当てて訓練を行っております。計画の中では避難所運営対策として、指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの整備を図るとしてございまして、今回初めて関係機関等とですね、協議の上でそれぞれのマニュアルづくりに取り組んでおります。

そのマニュアルをもとに、地域住民との事前打合せを行った上で訓練を行っており、参加者の半数以上からはとてもよかった、よかったとの評価を頂く一方ですね、様々な課題も頂いており、より避難所に沿ったマニュアルづくりとそれから訓練を継続的に行う必要があるというふうに考えております。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。防災計画の見直しについては、過去2回の質問で幾つか、見直すべき内容についても指摘をさせていただきました。今日の質問はもう重複しますので避けたいと思いますが、今、御答弁がありました運営マニュアル、避難所の運営マニュアルを避難所ごとにつくっていくということはこれは、言うは易し行うは難しで、なかなか避難所ごとに、つくっていくのはじゃあ誰が責任持ってつくるのか、これ考えただけでも非常に大変なことだなというふうに、私自身も思います。で今までそれができてなかったのをつくろうとしたということが非常に第1歩として大きな意味があったんだなというふうに思います。勢和小学校編を、頂きましたけれども、目次を見ますと、1ページから47ページですけれども、出来上がってるのはまだ途中で26ページまでと、あと資料が資料編というのが1ページから31までございますけれども、これが一応、全部埋まるということが、それぞれの小学校ごとの当面の目標になろうかと思えますし、それらの経験を生かして、全ての指定避難所にマニュアルをつくっていくという作業になろうかと思えます。その意味では、今後の目標というんですか填補というんでしょうか、その辺はどのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） 深水議員の御質問の中でもですね、お答えをさせていただいたとおりですね、まずは今回のような訓練をですね、繰り返し行うことによってですね、地域住民の方が初動対応にいろんな人がですね、たくさん

人が触れることによってですね、誰もが対応できるような状況をつくっていくってことがすごく大事なことだというふうには考えております。

ただし先ほど議員が御指摘頂いたとおりですね。あくまで今回は初動対応のマニュアルをつくっただけですので、それ以降の運営の部分についての各避難所ごとの部分ができておりません。これについてはですね、地域住民の方や、それからいろんな災害ボランティアの方等と話をしながらですね、各避難所ごとの部分をこれから詰めていきたいというふうには考えています。

ただそれにつきましてはですね、ある程度、マニュアルができた段階で、改善点を探るためにもですね、それに沿ったような訓練を行っていくということ是很重要的なことだというふうには考えております。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員

○5番（松木 豊年） 私も勢和小学校の訓練に案内も頂きましたので参加させていただきました。職員の方が非常に頑張っておられたというのが1つ印象としてあります。全体で95人の方が参加されたということですので、一般参加者のアンケートの集計した中身、内容もちょうと頂きましたけれども、私はそれ以上に、職員の方の参加していただいた職員の方の御意見や感想、積極的な提案とかも取り入れてですね、よりいいものに是非練り上げていただきたいなということを強く思いました。

続けて質問に移りますけどよろしいですか。ジェンダー平等の視点を大切に、防災会議に女性の参加を高めることについては、6月の定例会でも指摘をさせていただきました。その後の検討状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） 今回ですね、指定避難所ごとのマニュアルづくりを行っておりますが、これにつきましてもですね、多気町防災ネットワークグループのほうからですね、女性の方が御参加頂いております。様々なですね、女性

ならではの御意見も頂いておりますので、先ほど御指摘ありましたようにですね、今年の防災訓練は、今年というか来年ですけどね。来年の防災会議にはですね、今ある枠内ではございますが、女性の方の選出をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員

○5番（松木 豊年） ワークショップなどでも、ファシリテーターの役割とかを發揮していただいて、初めての参加者の方がほとんどだったと思いますが、そうした方々の御意見とかをうまく引き出して、ディスカッションが促進されるような働きをされてたというのが印象に残りました。もうこれは6月の議会でも申し上げましたので繰り返しませんが、とにかく防災会議に女性が1人しかいないというのはちょっと、遅れをとっていることは間違いありませんので、町長も、防災会議の責任者でありますので、その点でぜひ御尽力頂きたいと思いますが、御意見もしございましたら。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 議員おっしゃっていただいたように、防災に限らず、女性の参加をこれからも促していきたいなど、こう思ってますのでよろしくお願いします。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員

○5番（松木 豊年） それではこの項目の最後に、緊急防災・減災事業債を活用した小中学校体育館のエアコン設置について、重ねて質問したいと思います。3月の定例会でも申し上げました。今回はですね、防災減災事業の観点にとどまらず、猛暑のもとでの体育の授業の在り方などに関わって、教育的観点からも重ねてですね、実施に踏み切るべきだというふうに思います。ぜひ見解を伺

いたいと思います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

岡井教育課長。

○教育課長（岡井 一宜） それではお答えさせていただきます。確かに勢和小学校以外の体育館には空調設備はございません。町の教育委員会としましても、体育の事業等を考慮すると、空調設備は必要であるという認識をしております。優先順位をつけて整備していくことも検討したいと考えます。しかしながら現時点で、最も優先すべきは小学校統合の整備であることから、財政部局と調整をしていく予定でございます。また、避難所に指定されている体育館についても同様であると、防災部局のほうと情報共有をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員

○5番（松木 豊年） 積極的にこの事業債ってのは非常に率のいい、積極的に活用すべき事業債だと思いますので、前向きな検討を重ねてお願いしまして、次の質問に移ってよろしいでしょうか。

太陽光発電と脱炭素先行地域の選定に関わってです。9月の定例会で多気町地球温暖化対策実行計画について質問させていただきました。その際、多気町での再生可能エネルギーは、「1番考えやすいのは太陽光発電である」と言うとの答弁でありました。

一方、「地域住民の方に問題が発生しないような、監視または指導を続けていく必要性」についても答弁されております。これらを踏まえて以下質問をしたいと思います。

まず第1点目ですが、地域住民の方に問題が発生するということですが、どのような具体的な問題が発生しているのか、具体的な事案を説明してください。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） はい、太陽光発電事業の問題としましては、屋根置きのものについてはそれほど問題は発生していないと認識しております。

野立ての太陽光発電事業につきまして、次の３段階において想定されます。

まず、計画段階におきましては、周辺住民への事前説明がないことから安全性や景観を阻害してしまうのではないかなどの不安を抱かせてしまうこと。

次に、施工工事中の問題としては、無許可開発をはじめ、施工不備による土砂の流出、計画と異なる工事などが考えられます。

最後に発電事業開始後の問題としては、管理不十分な状態で草が繁茂してしまったり、敷地警戒に設置すべきフェンスや事業者の連絡先を記載した標識の欠落、また資材の盗難や破損などが考えられます。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員

○５番（松木 豊年） 具体的な事案というのがあれば教えていただきたいんですが。考えられるんではなくて具体的な町内での事案とかではございますか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） これまで、町内で問題となったケースにつきましては、やはり先ほど申し上げましたような工事が始まってからですけれども、そういった近くで工事が始まることについて境界の地権者の方から説明がなかったということがあったこと、それからほかには、公共の赤道、こういったものですね、そこに電線を懸架するとか、埋設するといった際に、ちゃんとした許可をとっていなかったということ。それから、ほかには運用が始まってからは、草の管理の不行届きであったり、あと用水路からの水がですね、流入し大雨が降った際に、施設内の太陽光パネルを設置されるところに水が流入しているのが非常に心配だといった相談等々がありました。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員

○5番（松木 豊年） 私も、これ議会と地域住民の町民の皆さんとの意見交換会というのが2回開かれました。9月の議会でも坂井議員も、そのことについて、御報告や説明がありましたけれども、その中で、太陽光パネルについてのいろんなその問題点があるんじゃないかといういろんな意見を出された方がおられました。私もそんなこともありましたもので、具体的な事案について現場を見させていただいたりしました。

私なりに考えますとね、いろいろ問題が発生しているんだけど、それをどういうふうに誰に相談に行って解決したらいいのかが、必ずしもはっきりしてない状況にあるのかなということをこの間、痛感しました。いろいろ問題が起きてるのはですね、先ほど説明もございましたし、前川議員も具体的な写真でも示していただきましたけども、住宅のすぐ隣に設置しちゃった。事前の説明が全然ない。発電の出力が規制が逃れられる 49.5 キロワットで大体横並びになっている。日常的な管理が不十分、先ほど課長も答弁で言われました草刈りが全然やられてないとかですね、あるいは中にはね、フェンスがないのも、事例としてありました。で転売などをして、もうちょっとちゃんとやってもらいたいんだというふうに言っても、もう言っていく先がはっきりしない。そういうような困り事があるということですね。それと、これは不安でもあります、事業が終了した後の産業廃棄物としての処理がちゃんと適正にやれるのか、あのまま放置されるんじゃないか。あるいは風水害のときの問題だとかっていう不安とかがいっぱい寄せられています。ですので、こうした困っていることがあったら、町内ではどこに相談に行ったらいいのかっていうのをはっきりして、そういう情報をですね、集中してもらおうようなシステムが必要ではないかなというふうに思います。再生可能エネルギーを積極的にやっていこう。しかも多気町では、やり方はもう太陽光発電が1番適切だということで考えて、計

画にも示しておられるわけですので、そういうトラブルが起きないようにですね、まず、トラブルになりかかっているような事案をしっかり受け止めて、どういうふうにしたらいいのかということを、町民の皆さんと一緒に考えていくようなことがまず必要になるのではないかなというふうに思うわけです。

そして2点目の質問に移ります。監視または指導を続けていくには、根拠とするガイドラインか条例などが必要だと思います。これはもう、前川議員の質問の中で、ガイドラインを、説明会の実施を義務づけるのガイドラインなんかが非常に有効だということでこれらをもとにつくっていかれるということのようではありますが、具体的にはいつ頃をめどに、どのようにしてつくろうとしているのか、その詳細を説明していただけますか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） はい。今そういったガイドラインを設けている、自治体等の情報を収集しており、そういったところで多気町に合う部分の、ガイドラインとしての案を策定をしているような段階でございます。

また年明けてからいろいろと成案を出来上がってくれば、またパブリックコメント等を経た後に、来年度ですね、実施に向けて進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員

○5番（松木 豊年） 前川議員の質問でも紹介がありましたけども、土屋区の区としてのガイドライン私も見せていただきました。中身についてはいろいろ、法律上の問題とか私詳しくちょっと、述べることはできないんですけども、考え方がですね、区としての、なぜガイドラインをつくるのかっていう考え方が非常に優れているなというふうに思いました。ちょっと紹介させていただきますと、土屋区においても、東西に長い地形で南向きの傾斜が多く存在すること

から、今後太陽光発電事業者等の本格的な参入が予想されますが、現在、県や町にて太陽光発電設置等の設置と地域の合意を定めた条例が制定されていないため、私たちが知らない間に、区内の山林や田畑等に太陽光パネルが次々に設置される可能性がありますという問題意識を前においてですね、ちょっと途中省略しますが、遠くは濁川を中心として山間に田畑が広がる典型的な日本の農村であり、代々の先人が農耕の傍ら、沿道や川沿いの環境美化に努めていたいたおかげで、桜や梅、あじさい、紅葉等の四季折々の風情を五感で満喫できる美しい山里ですということで、山間地を、中山間地の補助事業を農地の維持管理や区の収入補填のため活用しており、この山里を山里らしく保全していくことを非常に大事なんだという問題意識で、御自分たちでつくられているわけです。これ非常に住民の皆さんと一緒に頑張って頑張ろうというような姿勢が非常に出ているなというふうに私は読ませていただきました。ですので、今、大体のテンポ、来年度からということでおっしゃっていただきましたけれども、町民の皆さんの御意見をしっかり受け止められるようなつくり方に、力を注いで頂きたいと思いますので、その点については重ねて指摘しておきたいと思います。

最後の質問よろしいでしょうか。脱炭素先行地域の選定に向けての資料が、全員協議会で示されました。V I S O Nの中での野立ての太陽光発電ですが、この安全性は、どのように担保されるのでしょうか、説明をしてください。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） はい。脱炭素先行地域の計画の中で計画しております野立ての太陽光につきましては、全てV I S O N内の西側に位置する調整池を囲む法面での設置を考えております。安全対策につきましては、設計段階において詳しい現地調査を行い、傾斜地設置型太陽光発電システムの設計施工ガイドラインを中心に、電気事業法、発電用太陽光電池設備に関する技術基準を定める省令などの関係法令での要求を満足させる対策を講じるというこ

とを考えております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員

○5番（松木 豊年） 安全性についてもですね、大きなメガソーラーができるってことだけが先行して伝わってますので、全体についてしっかり町民の皆さんにも知らせていただいてですね、理解や納得を得られるような努力をぜひお願いしたいと思います。重ねて地域の新電力会社について説明をお願いします。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 地域新電力会社につきましては、再エネ電気の小売であったり、公共施設の屋根を活用したP P A事業とありますが、こういった事業、またそのエネルギーのマネジメントの運営、こういったことを行う目的で、最初に多気町と度会町、それから共同提案された企業の方が共同出資をし、来年度の設立を目指して進めているところでございます。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員

○5番（松木 豊年） この新電力会社ですけれども、電力の再エネの地産地消というのが1つの売りだと思うんですけれども、地産地消という点でいくと、システムはどんなふうを考えられるんですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） はい。まず再エネ電源が必要になりますのでこれにつきましては先ほど申し上げました例えばV I S O Nの野立ての電気、こういったものを購入し、それから需要家に対して考慮していくというようなこ

とになります。

また度会のほうでは、一般家庭向けに太陽光の設置、また、空き地等への太陽光も設置も考えられております。こういったものの電源をうまく小売りをし、またどうしても不足する場合につきましては卸売市場、こういったものがございましてそこから買入れて電源の小売りをしていくというような流れになると考えております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員

○5番（松木 豊年） そうしますと、再エネによつての買取りと、それと新契約ですね電力の契約者をつくっていかなきゃいけないという、この仕事になるわけですね。そうでないと、地産地消ということにならないと思います。新しい契約者をどうやってつくっていくかが非常に大きなテーマではないかというような新聞報道もありますが、多気町はそれにどう関わっていくのかについてはまた、具体的なことを示されるかと思いますが、今の時点で分かってることのありますか、多気町民一人一人に関わって、分かること。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） まず先行地域のほうではV I S O N内を中心として、V I S O N内の事業所に売電をしていくというようなところでございます。また、そういった電源が必要になりますので、電源開発が進むにおきまして、一般住民の方にも電気の再エネの小売りというのも広げていく、これは多気だけではなくて6町にもそういったものを広げていく想定をしております。

そのほか、電気の小売りだけではなくてP P Aといいます太陽光発電の設置、屋根貸しをしていただくというような事業というの進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

○５番（松木 豊年） 終わります。

○議長（志村 和浩） 以上で松木議員の一般質問を終わります。

○議長（志村 和浩） 以上で通告者全員の一般質問が終わりました。本日の会議はこれで散会といたします。連絡をいたします。明日は常任委員会を開催いたします。午前９時から総務産業土木常任委員会を協議会室で行います。13日は協議会室にて午前９時より予算決算常任委員会を開催いたします。それぞれの委員の方はよろしくお願いします。

本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

（ 1 2 月 1 1 日 1 1 時 5 0 分 ）
